

株式会社モリナガ

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2024年4月1日～2027年3月31日

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

係長に占める女性割合を33%以上、課長に占める女性割合を15%以上とする。

〈実施期間・取組内容〉

- 2024年4月～ 全社員を対象に、キャリアアップへの意識啓発を図る
役職に必要な能力を明確にし、人事評価の見直しを行う
- 2025年4月～ 主任職以上の社員を対象に、スキルアップに関するワークショップを開催する
社外研修の場を提供し、受講者数を増加する
- 2026年4月～ 進捗状況を分析し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

男性社員の育児休業取得率を10%以上とする

〈実施期間・取組内容〉

- 2024年4月～ 全社員を対象に育児休業に関する制度の啓発を図る
仕事と育児の両立に関する意見交換を行い、進捗状況を分析する
- 2025年4月～ 育児休業取得状況を会議の議題にし、随時見直しを行う
- 2026年4月～ 育児休業取得者の体験談を社内で共有し、男女問わず育児に参画しやすい職場風土の醸成を図る

情報公開

区分① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・労働者に占める女性労働者の割合（令和6年3月1日現在）

	男性	女性
総労働者数	56.2%	43.8%
社員	37.2%	10.5%
契約社員	6.1%	0.1%
アルバイト	12.3%	33.2%

- ・男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	45.8%
うち正規雇用労働者	80.8%
うちパート・有期労働者	61.2%

(注) ・対象期間：2023年度（2023年3月26日～2024年3月25日）

・通勤手当、家族手当等は含まない

区分② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異（令和6年3月1日現在）

	平均勤続年数
男性	21年9ヶ月
女性	15年7ヶ月